二酸化炭素回収機能付き廃棄物発電検討事業公募要領

平成27年3月環境省地球環境局総務課低炭素社会推進室

環境省では、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(二酸化炭素回収機能付き廃棄物発電検討事業)の交付決定を受けて事業を実施する者の募集を行います。

本事業の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業者として選定された場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)及び「二酸化炭素回収機能付き廃棄物発電検討事業実施要領」(以下「実施要領」という。)に従って手続等を行っていただくことになります。

なお、本事業の実施については、平成27年度予算の成立を前提としています。

公募要領目次

- 1. 事業の目的と性格
- 2. 公募する事業の対象
- 3. 補助事業者及び補助事業期間
- 4. 補助対象事業の選定
- 5. 応募に当たっての留意事項
- 6. 応募の方法について
- ○補助事業における留意事項について(必ずお読みください。)
 - 1. 基本的な事項について
 - 2. 補助金の交付について
 - 3. 補助金の経理等について
- ○補助事業における利益等排除について

<地方公共団体用>

- -【別紙1】 二酸化炭素回収機能付き廃棄物発電検討事業 実施計画書
- -【別紙2】 二酸化炭素回収機能付き廃棄物発電検討事業 経費内訳
- -【別紙3】 二酸化炭素回収機能付き廃棄物発電検討事業 予算書

<民間団体等用>

- -【別紙1】 二酸化炭素回収機能付き廃棄物発電検討事業 実施計画書
- -【別紙2】 二酸化炭素回収機能付き廃棄物発電検討事業 経費内訳
- ・【別添資料】 経理的基礎等に関する提出書類

1. 事業の目的と性格

- ○本事業では、二酸化炭素回収機能を組み合わせた高付加価値な廃棄物発電の導入に向けて、 廃棄物発電施設に二酸化炭素分離回収設備を追設し、廃棄物焼却排ガスからの最適な回収 プロセスを検討するとともに採算性を分析することを目的としております。
- ○本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定によるほか、この補助金の交付要綱・実施要領に定めるところに従い実施していただきます。万が一、これらの規定が守られず、環境省の指示に従わない場合には、交付要綱の規定に基づき交付決定の取消しの措置をとることもあります。また、事業終了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。(詳細は「補助事業における留意事項等について」をご確認ください。)

- ・事業開始は、交付決定日以降となります。
- ・事業完了後も、事業報告書(二酸化炭素削減量の把握等)の提出や適正な財産管理、補助 事業の表示などが必要です。
- ・補助事業で整備した財産を処分(補助目的に反し使用、譲渡、廃棄等を行うこと)しようとする場合は、あらかじめ環境省に申請を行い、承認を受ける必要があります。
- ・これらの義務が十分果たされないときは、当省より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を取り消すこともあります。

2. 公募する事業の対象

(1) 対象事業の要件

二酸化炭素回収機能を組み合わせた高付加価値な廃棄物発電の導入に向けて、廃棄物発電施設に二酸化炭素分離回収設備を追設し、廃棄物焼却排ガスからの最適な回収プロセスを検討するとともに採算性の分析を行う事業であって、追設する二酸化炭素分離回収設備については、下記の要件を全て満たすものを対象とする。

- 一 廃棄物焼却排ガス中の二酸化炭素を分離回収する設備であること。
- 二 廃棄物発電施設に追設するものであること。
- 三 廃棄物焼却排ガス、分離回収ガス及び二酸化炭素分離回収液のモニタリング又はサンプリングが可能な設備であること。
- (2) 補助金の交付額
 - (1) の事業に係る経費の総額の2分の1 (50%) を上限とします。

3. 補助事業者及び補助事業期間

- (1) 補助金の交付を申請できる者(補助事業者)は、以下のとおりとします。
 - ア 民間企業
 - イ 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第2条第1項に規定する独立行政 法人
 - ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
 - エ 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
 - オ 法律により直接設立された法人
 - カ その他環境大臣が適当と認める者
- (2)補助事業期間は原則として単年度とします。

4. 補助対象事業の選定

- (1) 一般公募を行い、選定します。
- (2) 応募者より提出された実施計画書等をもとに厳正に審査を行い、以下の項目を総合的に評価し、優れた提案について予算の範囲内で補助事業者を選定します。
 - ① 事業に必要な実施体制及び維持管理体制を有していること。また、事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること、又は、事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有していること。
 - ② 事業内容、保守管理計画や事業スケジュール等の実施計画が実現可能かつ妥当なものであること。
 - ③ 廃棄物発電施設に二酸化炭素分離回収設備を追設するにあたり、回収量やエネルギー 効率等の観点から技術的に実現可能かつ妥当なものであること。
 - ④ 年間の二酸化炭素削減量、設備の耐用年数、所要コスト及び費用対効果[円/t-C02]が明確かつ妥当な方法で算出されていること。また、費用対効果の高い事業であること。
 - ⑤ 廃棄物焼却ガス、分離回収ガス及び二酸化炭素分離回収液の性状等を把握するための モニタリング・サンプリング方法に妥当性があること。
 - ⑥ 廃棄物焼却ガスによる二酸化炭素分離回収設備等への影響及び回収プロセスの改善に 必要と考えられる方策の検討方法に妥当性があること。

- ⑦ 回収した二酸化炭素の利用方法が実現可能かつ妥当であり、採算性、事業性の向上が 見込まれること。
- ⑧ 他事業者への波及効果があること。

なお、応募要件を満たす提案であっても、提案内容によっては、付帯条件を設定、補助額を減額又は不採択とする場合もありますのでご了承ください。審査結果に対するご 意見は対応いたしかねます。

また、補助対象となる二酸化炭素分離回収設備及びそれらの付帯設備の設置に当たっては、各種法令の許可等を得て適切に行ってください。

5. 応募に当たっての留意事項

(1)補助対象経費について

事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用された ことを証明できるものに限ります(補助対象経費の区分は別紙参照)。

<補助対象施設の範囲>

- (1) 二酸化炭素分離回収設備(二酸化炭素貯蔵設備は含まない)
- (2) 排ガス処理設備
- (3) モニタリング機器
- (4) 前各号の設備等の設置等に必要な付帯及び基礎設備(前各号の設備等に必要不可欠なものに限る。)

<補助対象経費の範囲>

事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費、設備費、開発費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費。

<補助対象外経費の代表例>

- ・事業に必要な用地の確保に要する経費
- ・ 建屋の建設 (簡易なものを除く。) にかかる経費
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・既存施設・設備等の撤去費
- ・補助対象設備以外のオプション品の工事費・購入費等
- その他事業の実施に直接関連のない経費

(2)維持管理

導入した設備は、設備所有者又は設備管理者の責任の下で適切な維持管理が講じられる ものとします。また、導入に関係する各種法令を遵守してください。

(3) 二酸化炭素の削減量等の把握等及び廃棄物焼却排ガス、分離回収ガス及び二酸化炭素分離回収液の性状の把握等

補助事業者は、対象事業の実施による二酸化炭素削減量を把握してください。あわせて、 当該事業で二酸化炭素回収設備を設置する廃棄物発電施設の発電電力量、当該発電施設で 用いる廃棄物のうちバイオマス由来分の割合、当該事業で設置した二酸化炭素分離回収設備による二酸化炭素の分離回収量及び当該設備により回収した二酸化炭素の利用量を用途別に把握してください。また、廃棄物焼却排ガス、分離回収ガス及び二酸化炭素分離回収液の性状等を把握してください。これらの事業の実施に係る情報を環境省の求めに応じて提供してください。

(4) 事業報告書の作成及び提出

補助事業者は、実施要領に従い、1年目は設備の運転開始から3月末まで、2年目以降は、原則設備の本格稼働後最低4年間について、事業報告書(電子データ(DVD-R))を取りまとめ、当該年度の翌年度の5月末までに提出してください。

6. 応募の方法について

(1) 応募方法

補助事業者に係る応募に必要な書類及び応募様式ファイルを保存した電子データ (DVD-R) を、公募期間内に持参又は郵送により環境省に提出していただきます。提出物は、宛名面に「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (二酸化炭素回収機能付き廃棄物発電検討事業) 応募書類」と赤字で明記してください。

(2) 公募期間

平成27年3月24日(火)から平成27年4月20日(月)12時必着

- (3) 応募に必要な書類及び提出部数
- ① 応募に必要な書類
 - 「【別紙1】二酸化炭素回収機能付き廃棄物発電検討事業 実施計画書」
 - 「【別紙2】二酸化炭素回収機能付き廃棄物発電検討事業 経費内訳」
- 「【別紙3】二酸化炭素回収機能付き廃棄物発電検討事業 予算書」(地方公共団体のみ)
- ※必要に応じて記入欄を引き延ばしてください。また、適宜参考資料を添付してください。
- ※【別紙1】実施計画書については<u>補助要件を確認できる書類(機器仕様、図面)等</u>を、【別 紙2】経費内訳については、<u>金額の根拠書類(見積書)等</u>を、参考資料として添付して ください。

また、民間団体が代表事業者として申請する場合は、「【別添資料】経理的基礎等に関する提出書類」に従い、直近の2決算期の貸借対照表及び損益計算書を添付し、申請時点で事業の実施に必要な資金を保有していない等の場合は、各ケースに応じて追加資料を添付してください。

② 提出部数

①の書類(紙)を6部、これを保存したDVD-Rを1部提出してください。

(4) 提出先

環境省地球環境局総務課低炭素社会推進室

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル17階

(5) 提出方法

持参又は郵送してください。郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります(提出期限必着のこと)。

(6) 応募に関する質問の受付及び回答

〇 受付先

東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル 17 階 環境省地球環境局総務課低炭素社会推進室

FAX: 03-5521-3348

Email: chikyu-teitanso/atmark/env.go.jp

(注) メール送信の際には/atmark/を@に変換してください

〇 受付方法

電子メール又はFAX(A4、様式自由)にて受け付けます(電話、来訪等による問合せには対応しません。)。電子メール又はFAXの件名は、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(二酸化炭素回収機能付き廃棄物発電検討事業)に関する質問」としてください。

○ 受付期間

平成27年4月13日(月)の12時まで

〇 回答

電子メール又はFAXにより行います。

※添付ファイルの作成・保存に関する注意事項

- ・応募書類一式を、ダウンロードしたファイルに対応したアプリケーションで作成し、 それぞれを一連の電子ファイルとして送信すること。ダウンロード時に一つのファイ ルとなっている応募書類を複数のファイルに分割して送信した場合、その後の扱い(様 式の一部欠損等)に関し、当方は責任を持たない。
- ・電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、Word2010以下 及び Excel2010以下のバージョン形式とすること。
- ・使用するフォントについては、一般的に用いられないものを使用しないこと。
- ・添付ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせずに、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をすること。特に図表等を挿入する場合は、十分注意すること。
- ・当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないこと。このようなファイルは速やかに破棄・削除し、本業務の選定対象外とすることがある。
- ・Windows 以外のパソコンで書類を作成した場合、必ず Windows を搭載したパソコンでファイルを展開できることを確認の上、提出すること。ダウンロードした Word 又は Excel の様式を一太郎その他のソフトに変換して提出した場合及び当方の Windows マシンで展開できない状態で送付した場合は受理できないので注意すること。

※受領の確認

提案書類に記されたFAX番号あて、受領した旨をFAXします。当方へ送付後、3営業日程度後においても受領確認のFAX等がない場合、送付過程でのトラブルが考えられます。電話にてお問い合せください(電話番号は末尾参照)。

※提出いただいたファイル等について 提出いただいたファイル等は、返還しません。

○補助事業における留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、平成27年度予算の範囲内で交付するものとし、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定によるほか、本補助金の交付要綱に定めるところによることとします。万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

2. 補助金の交付について

(1)交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます(申請 手続等は別途定める交付要綱に従います。)。その際、補助金の対象となる費用は、当該年 度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。

(2)交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、 補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・ 申請に係る補助事業の全体計画(資金調達計画、工事計画等)が整っており、準備が確 実に行われていること。
- ・ 補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる 資金を含む。)の対象経費を含まないこと。

(3)事業の開始

補助事業者は環境省からの交付決定を受けた後に、事業開始することとなります(なお、 工期等の諸事情により早期開始が必要なものについてはご相談ください。)。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するに当たり注意していただきたい主な点(原則)を以下に記します。

- ・ 契約・発注日は環境省の交付決定日以降であること。
- ・ 補助事業の遂行上著しく困難又は不適当である場合を除き、競争原理が働くよう手続き によって相手先を決定すること。
- ・ 当該年度に行われた委託等に対して当該年度中(出納整理期を含む。)に対価の支払い 及び精算が行われること。

(4)その他

補助対象経費の詳細は別紙の内容を予定しています。

3. 補助金の経理等について

(1)補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

<u>これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつで</u>も閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(2)実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内あるいは翌年度4月10日のいずれか早い日までに完了実績報告書を環境省宛て提出していただきます。

環境省は事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地 検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金 の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

なお、自社調達及び100%同一資本に属するグループ企業からの調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額(製造原価)を補助対象経費の実績額といたします。また関係会社からの調達分についても原則原価計算等により、利益相当分を排除した額(製造原価と販売費及び一般管理費の合計)を補助対象経費の実績額とします(詳細は後述「補助事業における利益等排除について」参照)。

(3)補助金の支払い

補助事業者は、環境省から確定通知を受けた後、精算払い請求書を提出していただきます。その後環境省から補助金を支払います。

(4)取得財産の管理について

補助事業の実施により取得した財産(取得財産等)については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、<u>財産を処分</u>(補助金の交付の目的(補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容)に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し、取壊すこと等をいう)しようとするときは、あらかじめ環境大臣の承認を受ける必要があります。その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。なお、補助事業により整備された機械、器具、設備その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

別紙

別紙 1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費)	
		材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費
			をいい、これに要する運搬費、保管料を含むも
			のとする。この材料単価は、建設物価(建設物
			価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を
			参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及
			び他事業との関連を考慮して事業実施可能な
			単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等
			の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林
			水産、国土交通の2省が協議して決定した「公
			共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施
			の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮
			して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料
			を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であ
			り、次の費用をいう。
			①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の
			使用料及び派出する技術者等に要する費
			用)、
			②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要
			な電力電灯使用料及び用水使用料)、
			③機械経費(事業を行うために必要な機械の使
			用に要する経費(材料費、労務費を除く。))
		(間接工事費)	
		共通仮設費	次の費用をいう。
			①事業を行うために直接必要な機械器具等の
			運搬、移動に要する費用、
			②準備、後片付け整地等に要する費用、
			③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に
			要する費用、
			④技術管理に要する費用、
			⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現
			場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消
			耗品費、通信交通費その他に要する費用をい ************************************
		d. p. fata	い、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸
			給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、
			通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定す

		る。
	付帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事に要す る必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本 工事費に準じて算定すること。
	機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬 用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、 据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をい う。
	測量及試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器 の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に 要する経費をいう。
業務費	開発費	事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等の開発のための調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
事務費	事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する 共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、 使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をい い、内容については別表に定めるものとする。 事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額 に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じ て得られた額の合計額の範囲内とする。

号	区 分	率
1	5,000 万円以下の金額に対して	6.5%
2	5,000 万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%
3	1億円を超える金額に対して	4. 5%

別表

加				
1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続きのために 必要な労務者に対する共済組合負担金と事業主 負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び 金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために 必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、 内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料 を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために 必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、 単価、回数及び金額がわかる資料を添付するこ と。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために 必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増 等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために 必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続きのために 必要な業務の一部を外注する場合に発生する特 殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経 費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために 必要な会議に係る会場使用料(借料)をいい、 目的、回数及び金額がわかる資料を添付するこ と。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続きのために 必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等 雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途 目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料 を添付すること。

○補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事を含む。)がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者(間接補助事業者を含む。以下同じ。)が以下の(1)~(3)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く)

2. 利益等排除の方法

(1)補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

(2)100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助 対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算 書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益 率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3)補助事業者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

平成 26 年 月 日

環境省地球環境局長 殿



二酸化炭素回収機能付き廃棄物発電検討事業に係る補助事業者応募申請書

標記について、以下の必要書類を添えて申請します。

- 1.【別紙1】事業実施計画書
- 2.【別紙2】経費内訳
- 3. 【別紙3】予算書(地方公共団体のみ)
- 4. 法人の定款又は寄付行為(民間団体のみ)
- 5. 過去2年程度の事業報告及び決算報告(又は事業計画及び収支予算)(民間団体のみ)
 - ※ 申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、補助事業を 行う年度の事業計画(案)及び収支予算(案)、法人の設立から1会計年度を経 過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する事 業報告及び決算報告

(担当者欄) 所属部署名: 役職名: 氏名: 氏名: TEL: FAX: E-mail: